高齢者虐待防止について

愛知県福祉局高齢福祉課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務づけたほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

(高齢者虐待の早期発見等)

- 第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する、養護者(現に養護する者)及び養介護施設従事者等による下記の行為です。

虐待の種類	行為(例)
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部と接触させないような
	行為 (例) 平手打ち、殴る・蹴る・身体拘束 など
介護・世話	介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生
の放棄・放	活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為
任	(例) 入浴させない、食事を十分与えない、劣悪な住環境 など
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を
	与えるような行為
	(例) 怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、無視する など
性的虐待	本人との間で合意もなく、性的な行為をしたり、強要したりするような行為
	(例) 懲罰的に下半身を裸にして放置する など
経済的虐待	財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為
	(例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却するなど



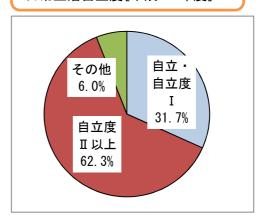
H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度

◇認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者(介護保険認定済)の約62.3%の方は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方です。

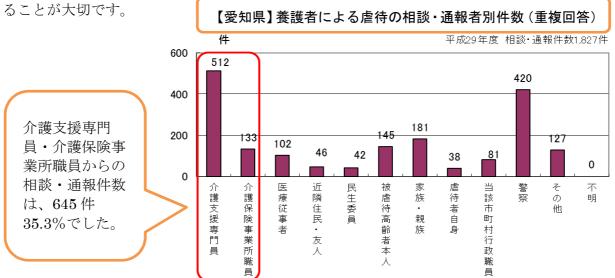
◇虐待は発見しにくい場合があります。

虐待をしている養護者本人には、虐待をしている 認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高 齢者自身も養護者をかばう、周囲に知られたくない などの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待 は発見しにくい状況にあります。 被虐待者(介護保険認定済)の 日常生活自立度[平成 29 年度]



◇高齢者虐待の早期対応のために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候(サイン)に気づき、早期の対応に結びつけ



◇介護従事者の皆様へ

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、<u>速やか</u>に居住地の市区町村又は地域包括支援センターに相談・通報してください。 『虐待かどうかの判断』は必要ありません。

- 第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと<u>思われる</u>高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと<u>思われる</u>高齢者を 発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- ○虐待の通報は、守秘義務より優先します。(高齢者虐待防止法第7条3項)
- ○市区町村や地域包括支援センターは、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。(高齢者虐待防止法第8条)